

# 厚生労働大臣が定める揭示事項

## <<入院基本料について>>

当院は、精神科急性期治療病棟入院料 1、精神療養病棟入院料、認知症治療病棟入院料 1 の施設基準の届出を行っております。

## <<入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について>>

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する入院診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。

また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化の基準を満たしております。

## <<入院時食事療養に関する事項について>>

当院では、関東信越厚生局へ入院時食事療養（I）の届け出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しております。

## <<明細書の発行体制について>>

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるもので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

## <<保険外負担について>>

診断書料、特別療養環境室（個室）などにつきまして、利用に応じた実費のご負担をお願いしております

## <<一般名処方に関するお知らせ>>

当院では、一部の医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、「一般名処方」を行う場合があります。

## <<長期収載品の選定療養について>>

患者さんのご希望で長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）を使用する場合、選定療養費として患者さんに自己負担額をお支払いいただくこととなります。

## <<歯科医療機関との連携について>>

当院は 湘南台中央デンタルクリニック（歯科医療機関） と連携体制を構築しており、入院患者さんの口腔管理のため必要に応じて歯科医師による診察及び歯科受診が入院中に実施される体制を整備しています。